

通報相談処理規程

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）定款第3条及び第4条に規定する目的及び事業の遂行のため、スキー及びスノーボードを行う者の権利を保護し、公正及び公平な環境の下でこれらを行う機会を確保し、組織的又は個人的な法令違反行為の早期発見及び是正並びに再発の防止に努めることを目的とする。

(通報相談窓口の設置等)

第2条 本連盟は、通報相談窓口として、以下のとおり「内部通報相談窓口」及び「外部通報相談窓口」（以下「通報相談窓口」という。）を設置する。

- (1) 「内部通報相談窓口」は、本連盟の事務局（以下「事務局」という。）とする。
- (2) 「外部通報相談窓口」は、本連盟が委託した法律事務所とする。
2. 本連盟における通報相談窓口に係る業務の責任者は、事務局長とする。事務局に通報担当責任者を設置する。通報担当責任者は、事務局長とする。

(通報方法等)

第3条 通報相談窓口への通報方法は、電子メール、FAX又は書面とする。内部通報相談窓口においては、必要に応じて、通報者との面会による方法でも受け付ける。

2. 本連盟は、通報相談窓口の連絡先をホームページに掲載し、その周知徹底を図る。
3. 通報相談窓口の担当者（以下「担当者」という。）は、通報者の秘密保持に配慮の上、通報者の氏名、連絡先、通報内容を把握するよう努め、通報者に対する不利益な取扱いがされないよう取り扱うことを説明する。
4. 担当者は、通報者に対し、通報内容を把握するために、資料の提出又は情報の提供を求めることができる。

(通報相談窓口の対応事項)

第4条 通報相談窓口で対応する事項は、本連盟（本連盟の役職員、本連盟に登録している競技者及びスタッフ並びに本連盟が選任したデモンストレーター及び指導者を含む。以下この条において同じ。）についての法令違反、内部規程違反及びこれらに準じる不正又は不適切な行為（以下「コンプライアンス違反行為」という。）とする。

2. コンプライアンス違反行為には、本連盟によるセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメントその他のハラスメントを含む。

(通報の受理等)

第5条 通報を受けた担当者は、通報の受領後遅滞なく、通報を受け付けた旨を通報者に通知する。ただし、以下の場合は、この限りでない。

- (1) 匿名による通報を書面で受けた場合その他通知が不可能な場合
- (2) 匿名による通報をFAXで受けた場合
- (3) 面会による通報を受けた場合
- (4) 通報の内容がコンプライアンス違反行為に当たらないと明らかに認められる

場合

2. 外部通報相談窓口の担当者（以下「外部担当者」という。）は、通報の受領後速やかに、通報者の同意がある場合を除き、通報者の氏名、属性その他通報者を特定し得る情報を秘匿して、事務局に通報の内容を報告し、資料を提出する。

（調査の必要性の判断）

第6条 事務局は、遅滞なく、自ら受理し、又は外部担当者から報告を受けた通報の内容をコンプライアンス委員会に報告する。当該報告を受けたコンプライアンス委員会は、当該通報の内容に関する調査（以下「調査」という。）の実施の有無、その方法及びその他の対応を決定する。

2. 前項の規定にかかわらず、事務局は、通報の内容がコンプライアンス違反行為に当たらないと認められる場合には、前項の報告をすることを要しない。

（通報に基づく調査）

第7条 コンプライアンス委員会が調査を実施すると決定した場合には、事務局は、その旨を通報者又は外部担当者（第5条第2項の規定に基づく報告を受けた場合に限る。）に通知する。ただし、第5条第1項第1号又は第2号に該当する場合は、通報者に対する通知を要しない。

2. 前項の通知を受けた外部担当者は、通報者に対して、コンプライアンス委員会が調査を実施すると決定した旨を通知する。ただし、第5条第1項第1号又は第2号に該当する場合は、この限りでない。
3. 前二項の規定に基づいて通報者に対する通知を行った場合には、事務局又は外部担当者は、調査の対象者及び調査に協力した者の信用、名誉及びプライバシーに配慮の上、必要に応じて、通報者に対して調査の進捗状況を報告する。

（通報者への調査結果の報告）

第8条 事務局は、コンプライアンス委員会の調査が終了した場合には、その結果の概要について、調査の対象者及び調査に協力した者の信用、名誉及びプライバシーに配慮した上で、遅滞なく、通報者又は外部担当者（第5条第2項の規定に基づく報告を受けた場合に限る。）に通知する。ただし、第5条第1項第1号又は第2号に該当する場合は、通報者に対する通知を要しない。

2. 前項の通知を受けた外部担当者は、通報者に対して、コンプライアンス委員会の調査結果の概要を通知する。ただし、第5条第1項第1号又は第2号に該当する場合は、この限りでない。

（情報の記録管理及び守秘義務）

第9条 事務局は、通報者の氏名（匿名の場合を除く。）、通報の経緯、内容、証拠（以下「通報内容等」という。）を記録・保管する。

2. コンプライアンス委員会の委員、事務局、外部担当者及びその他業務上通報内容を知った者は、通報者の同意がない限り、通報内容を開示してはならない。ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。

（不利益取扱いの禁止）

第10条 本連盟は、通報相談窓口に通報したことを理由として通報者に不利益な取扱いをしてはならない。

2. 本連盟は、通報相談窓口に通報したことを理由として通報者に不利益な取扱いがされた場合には、直ちに、当該不利益な取扱いを是正するための措置を実施す

- る。
3. 本連盟は、前項の不利益な取扱いをした者について、本連盟の内部規程に基づいて懲戒等の処分の対象とする。

(本規程の変更)

第11条 本規程の変更は、理事会の決議による。

附則 この規程は、平成29年4月20日から施行する。

平成29年4月20日制定